

[事案 23-213] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

自分の承諾なく、妻が申込みをしたものであるとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 6 年 10 月の医療保険契約への申込みは、契約者兼被保険者である自分の承諾なく妻が行ったものであり、申込書も告知書も妻が記入したものである。また、自分は直接説明を受けておらず、約款等も受け取っていない。よって、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

仮に、申立人の妻が申立契約の申込みをしていたとしても、少なくとも申立人は平成 18 年 6 月には契約の存在を了知しており、追認をしているので、本契約は有効であり申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が、申立契約は申立人の妻による無権代理（民法 113 条 1 項）による契約であるとして、契約の無効を主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1)以下の理由により、仮に無権代理であったとしても、申立人の追認により、申立契約は契約時に遡って有効に成立している。

- ①申立人は平成 18 年 6 月、申立契約の存在を知り、その契約の存在を前提に保険会社の職員に相談をしながら、その時点で、無権代理の主張をすることもなく、以後、保険料の口座引落停止手続きもしないまま、申立時点まで保険料の支払を継続しており、少なくとも無権代理の黙示の追認を行ったと判断できる。
- ②申立人は「保険会社から、解約すると配当が出なくなる旨を聞き、解約せず、追認した」と、無権代理の追認についての錯誤を主張するものと解される主張をしているが、これは申立外契約の配当金についてであり、申立契約の追認についての錯誤の主張とは認められない。

(2)申立人は、申立契約については、約款等もなく、説明も受けていないと主張するが、追認が認められる以上、このことは契約の有効性の判断に影響は与えない。